

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

公 告	ページ
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (中丹広域振興局)	511
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城北土木事務所)	512

監 査 委 員	
○令和4年度、平成24年度及び平成17年度の包括外 部監査の結果に基づき講じられた措置の公表	512
市 町 村 関 係	
○京都市市町村職員共済組合令和5年度決算の要旨	522

公 告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和6年7月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社ソーシンプランニング
代表取締役 稲生 丈則
舞鶴市行永東町35番地5
- 林地開発行為の目的
事業場の設置（残土処分場）
- 林地開発行為をしようとする区域
福知山市大江町南有路小字枯木8402番1ほか（次の図のとおり）
- 林地開発行為をしようとする区域の面積
5.8ヘクタール
- 期間
森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の日から3年間
- 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある

る範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	福知山市大江町南有路路地に存する府道綾部大江宮津線（次の図のとおり）	場内への出入りの際は、十分な安全運転に留意するよう、車両運転者への指導を徹底する。 また、運搬車両等が頻繁に出入りするときは、交通整理員を配置し、出入口付近の車両通行の安全を確保する。
場内からの粉じんの発生	福知山市大江町南有路路地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の運搬車両等の通行路に採石を敷き、土ほこりを未然に防止する。 また、出入口付近には、タイヤ洗浄場所を設ける。
周辺道路の汚れの発生	福知山市大江町南有路路地内に存する府道綾部大江宮津線（次の図のとおり）	運搬車両等のタイヤに付着する土砂は、場内において通行路に採石を敷くことにより軽減させる。 また、出入口付近にタイヤ洗浄場所を設け、道路の汚れを防止する。
土砂の流出	福知山市大江町南有路路地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	降雨により事業地から流出する土砂は、調整池及び沈砂池に集積する。

		<p>なお、より確実に土砂を集積するため、事業地周辺に土堤を設置する。</p> <p>また、調整池及び沈砂池に流入した土砂は、定期的に除去する。</p>
河川水量の増加及び濁水の発生	福知山市大江町南有路地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	<p>事業地の雨水は、調整池に流入させる。</p> <p>また、調整池に流入した土砂は定期的に除去する。</p> <p>出入口のタイヤ洗浄による土砂は、沈砂池で泥を沈下させた後、土砂を定期的に除去する。</p>
騒音の発生	〃	<p>建設機械の不要な運転を禁止するとともに機械の稼働時間を午前8時から正午まで及び午後1時から午後5時までとすることを厳守する。(ただし、災害等の緊急を要する場合を除く。)</p>

- (1) 提出期間
令和6年7月16日(火)から令和6年8月29日(木)まで
- (2) 提出先
〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年7月16日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市久貝二丁目604、612の一部、市有地
(関連区域)
長岡京市久貝二丁目603の8の一部、604の1、604の2の一部、605の3の一部、611の一部、611の2の一部、612の1の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
向日市上植野町落堀17の1
四辻木材興業株式会社
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市檜島町本屋敷13の2、14から18まで、267
(関連区域)
宇治市檜島町本屋敷40の8の一部、40の9の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇治市檜島町千足2
菅野 孝昭

8 縦覧場所

- (1) 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
舞鶴市字浜2020番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 福知山市産業政策部農林業振興課
福知山市字内記13番地の1
- (4) 株式会社ソーシンプランニング
舞鶴市行永東町35番地5

9 縦覧期間

令和6年7月16日(火)から令和6年8月15日(木)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

監 査 委 員

6年監査公表第6号

令和4年度、平成24年度及び平成17年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年7月16日

京都府監査委員 四 方 源太郎
 同 田 中 美貴子
 同 森 敏 行
 同 橋 本 幸 三

令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

府税事務所等のあり方について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

(1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 自動車税（種別割）の徴収率向上</p> <p>京都府の自動車税（種別割）の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都府税務機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。（報告書90ページ）</p>	<p>（税務課）</p> <p>自動車税（種別割）の徴収率が高い先進府県へ聞き取り調査を行い、徴収率の改善に向け、京都府で取り組むべき内容と京都府税務機構で取り組むべき内容を整理したところであり、引き続き、京都府税務機構とも連携を図りながら原因別の対応を検討することとしている。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>2 法人課税事務処理要領の不備</p> <p>本庁税務課自身が京都府税収確保プランにおいて、人材育成面で課題を抱えており、今後ベテラン職員の個々の専門知識やスキルの継承不足が加速度的に進むことで正確な税業務の遂行が困難となるおそれがある、とまで言及している一方で、職員が正確な税業務を遂行するための拠り所となるべき事務処理要領に不備があり、長期間にわたり改訂されていない。</p> <p>課税事務については毎年実施される税制改正に的確かつ均一に対応する必要がある点を踏まえると、都度の研修だけではなく、事務処理要領の見直し作業は必須と言える。法人課税事務処理要領については定期的なスケジュールを立てて改訂し、適正な課税実務の執行及びベテラン職員の専門知識やスキルの継承にも役立つものとするべきである。（報告書152ページ）</p>	<p>（税務課）</p> <p>税制改正や日常業務の改善に伴う業務変更を漏れなく反映するため、京都府税務機構を中心に毎年事務処理要領の改訂を行うこととし、令和4年度、令和5年度においては既に改訂作業が完了しているところ。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>3 徴税人件費の見直し</p> <p>京都府は他の都道府県と比較して徴税コストが高く、中でも徴税に要する1人当たりの人件費が非常に高い。徴収関係職員1人当たり税収入額で見ると、京都府は政令指定都市を有する府県の中でも下位である。</p> <p>京都府の徴税人件費の削減及び効率化は、道半ばであると言わざるを得ない。府税事務所統合の議論も踏まえ、あらゆる面から改善の余地・可能性について検討していくべきである。（報告書172～173ページ）</p>	<p>（税務課）</p> <p>令和7年1月の府税事務所統合により業務の効率化を図るとともに、業務のあり方を不断に見直すことにより、徴税人件費の削減及び効率化を検討することとしている。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>4 窓口業務の委託可能性</p> <p>税務の窓口業務はやや定型的な内容が多く、専門的な知識を必要とする内容を除けば、委託に適している業務であると考えられ、現実に窓口業務の委託が導入</p>	<p>（税務課）</p> <p>令和7年1月の府税事務所統合により業務の効率化を図るとともに、業務のあり方を不断に見直すことにより、窓口業務の委託化を検討することとして</p>	<p>改 善 中</p>

<p>されている都道府県もある。 費用対効果を勘案し、削減効果が見込めるのであれば、窓口業務に関しては積極的に委託することを検討すべきである。 (報告書177ページ)</p>	<p>いる。</p>	
<p>5 京都地方税機構負担金の負担割合 京都地方税機構が徴収している金額の各構成団体の割合につき、京都府は約2割となっている一方、京都地方税機構に支出している構成団体別の負担金では、負担金額のうち約5割が京都府の負担となっている。 徴収額の割合と比べて、京都府の負担金の割合が著しく高いのは、発足前に府内市町村で滞納税整理が進まなかった状況を、広域自治体である京都府が支援した意味合いが強い。しかし、現在は京都府の滞納税整理がある程度進捗し、構成団体の市町村からは国民健康保険料(税)の滞納分が更に移管されつつある状況である。発足当時では適切な分担割合であったとしても、発足から10余年が経過して、状況が変化した現在に即した負担関係を検討すべき時期ではないだろうか。 京都地方税機構の規約に関わる内容であるため、構成団体である市町村との慎重な協議が必要であるが、例えば標準化システム導入費用のような京都府が一定の責務を負う部分と、応益原則に基づく費用負担部分を区分するなど、健全かつ適切な負担関係のあり方につき検討されたい。 (報告書183ページ)</p>	<p>(税務課) 京都地方税機構負担金の負担割合については、構成団体である市町村との慎重な協議が必要であるため、これまでの経過を踏まえ、検討することとしている。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>6 委託事業者に対する監査等の強化 委託事業者に対する京都府の監査は、平成29年2月に一度実施されているが、その際の具体的手続は京都府職員によるヒアリングのみであった。しかし、ヒアリングのみでは通常、必要十分な監査とはならず、例えば関連する資料の閲覧や現地調査等の監査手続を組み合わせて実施する必要がある。また、特権IDの利用履歴に関しては、平成26年度から契約書の仕様書別紙で提出を義務付けたにも関わらず、委託事業者から提出された利用履歴は確認できなかった。 委託事業者に対する監査に係る監査報告書や契約書の仕様書別紙などの文書のみを整えるのではなく、監査方法や特権IDの管理方法についても十分検証するべきである。 (報告書193ページ)</p>	<p>(税務課) 令和5年度に策定した「監査実施計画書」に基づき、委託事業者に対して監査を行った。監査に当たっては、関連資料の提出を求めた上で、現地調査及びヒアリングを行ったところであり、今後も委託事業者に対する監査を定期的を実施することとした。 また、特権IDについては、委託事業者からアクセスログ及び処理スケジュールを毎月提出させることにより、不正利用を監視する体制を整えた。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>7 定期的な内容が含まれる事項への対応 平成24年度包括外部監査の指摘事項であった、情報セキュリティ訓練の実施、定期的なリストアテストの実施、委託事業者による京都府規程の確認及び外部委託事業者に対する監査については、定期的を実施すべき項目であるにもかかわらず、措置済となって以降の再実施が確認できなかった。 当該指摘事項については、措置を一度実施したのみで終了とするのではなく、定期的を実施する項目は再実施する際に効率的に行えるよう、過去実施時の資料を少なくとも再実施までは保管するべきである。 (報告書193ページ)</p>	<p>(税務課) 委託事業者による京都府規程の確認及び外部委託事業者に対する監査については、令和5年度中に行ったところであり、今後も定期的を実施し、実施した際の資料については保管することとした。 その他定期的を実施すべき事項については、今後、実施方法や実施時期等を委託事業者とも調整することとしている。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>8 京都府パスワードポリシーの遵守 e L T A Xへのログイン時のパスワードがパスワード</p>		<p>措 置 済 み</p>

<p>ドポリシーで特定個人情報を取り扱うシステムに求められる桁数未満で設定されていた。確かに「地方税共同機構情報セキュリティポリシー」ではパスワードの桁数はその設定されていた桁数が規定されているが、京都府では包括的な「京都府情報セキュリティ対策基準」を策定しており、特定個人情報を取り扱うシステムについては、別途それよりも多い桁数を求めている（同基準5(2)ウ）。e L T A Xも特定個人情報を取り扱うシステムである以上、パスワードポリシーに基づいた桁数以上で設定するべきである。</p> <p>また、税務支援システム、e L T A Xともにパスワードの文字種別が、「京都府情報セキュリティ対策基準」(5(2)ウ)に規定されているとおりにないことから望ましい状況ではない。</p> <p>可能な限りシステムで制限をかけるべきであるが、システムでの制限が不可能な場合であっても、当該パスワードポリシーを周知徹底することが必要である。 (報告書194ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>e L T A Xは地方税共同機構のシステムである関係上、ログイン時のパスワードについては地方税共同機構の基準による桁数のパスワード設定が必要であることから、桁数以外の基準について、「京都府情報セキュリティ対策基準」のパスワードポリシーに基づくパスワードとなるよう取扱いを見直した。</p> <p>一方、税務支援システムへのログイン時のパスワードについては、京都府においてパスワード基準の設定変更が可能であるため、当該パスワードポリシーに基づいた桁数や文字種別となるようシステムで制限をかけた。</p>	
<p>9 統合案の迅速な実行に向けた検討の開始</p> <p>府税事務所の統合は、3府税事務所と自動車税管理事務所の体制を大きく変え得るものであり、京都地方税機構とも調整協力することで、大きなコスト削減効果をもたらすことが可能と見込まれるため、統合案の検討を急がれたい。</p> <p>統合案のコスト削減効果を高めるためには、業務のI C T化推進、資料の外部保管、サテライト施設の運用開始、機構の集約化など様々な方策が考えられる。地方税システムの標準化など環境激変の時期こそ、税務コスト削減の可能性を追求されたい。 (報告書227～228ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>令和6年2月府議会定例会において、「京都府府税条例等一部改正の件」が可決・成立し、府税事務の執行体制の効率化及び強化を図ることを目的として、令和7年1月に京都市域の3府税事務所と自動車税管理事務所を統合し、「京都府府税事務所」として再編することとした。</p>	<p>措 置 済 み</p>

(2) 意見

監 査 の 結 果	対 応 の 内 容
<p>1 特別徴収率の更なる向上</p> <p>会社等の事業主が個人に代わって住民税を納付する特別徴収は、より確実に税を徴収することが可能であり、京都府の事務も正確かつ効率的な実施が可能となる。京都府の特別徴収の実施率は全国平均より低く、まだ改善の余地はあると料する。更なる特別徴収の徹底への取組が期待される。 (報告書40ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>特別徴収の実施には、事業所における負担や抵抗感を軽減することが重要であるため、引き続き、課税実務を担う市町村と連携し実施率向上に向けた取組を検討してまいりたい。</p>
<p>2 現年課税徴収率の向上に向けた取組</p> <p>個人府民税の賦課徴収は、地方税法の定めにより、市町村で行うこととされている。そのため、京都府は府民の住民税に関する納税義務者の個々の所得情報を持っていないことは理解できる。</p> <p>しかし、徴収率を上げていくためには、京都府としても、特に高額、徴収困難な案件については積極的に関与し、滞納が長期化する前に解決策を模索していくことも重要であると考え。</p> <p>個人府民税の現年課税徴収率が全国最下位ということは、同時に府内市町村の個人市町村民税の現年課税徴収率も全国最下位水準にあると推定される。このため、京都府においても、京都地方税機構及び京都市との情報の共有化、意見の交換、協議の機会を充実し、徴収率向上のため</p>	<p>(税務課)</p> <p>課税徴収率の向上に向け、引き続き広報啓発活動等を行うとともに、京都市等の課税実務を担う市町村と連携し、取組を検討してまいりたい。</p>

	<p>の連携を図っていくことが望まれる。 (報告書43ページ)</p>	
<p>3 納税通知書の返戻管理 納税通知書の返戻件数を把握していない事務所があった。返戻された通知書をベースに現地調査等を行い、所在地の発見に努めるのであれば、返戻件数も各事務所において把握すべきデータであると思料する。各事務所における管理手法の統一化が望まれる。 (報告書52ページ)</p>	<p>(税務課) 返戻件数を把握していなかった事務所についても、令和5年度から管理簿を作成することにより、返戻件数を把握することとした。</p>	
<p>4 過去の誤謬事例等の共有 個人事業税は、短期間に大量の課税事務を行うことから、誤入力や誤謬測定等を防止するため、過去の誤謬事例等を共有化して研修の材料とすることが、将来の適正課税に資すると思料する。 (報告書53ページ)</p>	<p>(税務課) 入力作業時の注意事項や業務上の困難事例などを収集し、研修などで共有する方策について引き続き検討してまいりたい。</p>	
<p>5 税理士会との連携 個人事業主の確定申告においては、一定の割合で税理士が関与している。税理士は税の専門家であるが、地方税は税理士試験の必須科目にないこともあり、国税に比べると制度に通じていない税理士も若干存在すると思われる。税理士が雇用する補助者については尚更である。税理士会の会報に制度や修正決定事例を掲載したり、確定申告時研修へ講師を派遣するなどの手法を検討されたい。 複雑で余り知られていない個人事業税の制度については、まずは税理士への啓発が有効ではないかと思料するため、顧問税理士を通じて事業者への周知徹底が望まれる。 (報告書56ページ)</p>	<p>(税務課) 個人事業税の制度理解向上のため、税理士会を通じて個人事業税の制度概要について周知・啓発を図るなど、引き続き税理士会との連携を強化してまいりたい。</p>	
<p>6 開廃業届の閲覧に向けた要望 所得税では個人が生存する限り暦年単位で控除額が適用されるが、個人事業税の290万円事業主控除は月割りであるため、適正な課税を実現するには、個人事業主の開廃業日を確認する必要がある。現在のところ開廃業届は都道府県が税務署から提供される書類に含まれていないため、多種多様な方法で独自に調査しなければならない状態である。 国が定めた地方税法に基づく適正課税を遂行するには、当然に閲覧できるべきものと考えられるため、京都府は他の都道府県とも連携して、税務署に提出された開廃業届を閲覧できるよう、制度改正を要望されたい。 (報告書57ページ)</p>	<p>(税務課) 開廃業届の調査が可能となるよう、所管税務署と個別に調整を行った。</p>	
<p>7 個人事業税の判定について 個人事業税の事業性の判断や業種判定は複雑で、かつ近年のビジネスの多様化の中で、判断が極めて難しいケースが散見されている。 事業性の判断や業種判定において、ノウハウの蓄積は当然のこと、総務省や他都道府県と積極的に情報共有を行い、国への提言等も含めて積極的な対応を検討されたい。 (報告書63ページ)</p>	<p>(税務課) 業種判定に係る困難事例などを収集し、研修などで共有する取組を含め、引き続き対応を検討してまいりたい。</p>	
<p>8 府税の納税地情報と車両登録情報の連携 住所を移した納税者が市役所等へ転入・転出届を提出した後、運輸支局への届出が網羅的になされる仕組が整備されていないため、京都府として課税漏れ又は対象外の課税を行っている可能性がある。 ナンバープレートの再発行まで求めると現実的でなく、</p>	<p>(税務課) 国土交通省が作成したリーフレットを本庁税務課、府税事務所、自動車税管理事務所及び広域振興局(税務課、府税出張所)の窓口で配架するとともに、市町村にもリーフレットを送付し、配架を依頼しているところである。 また、府民だよりや京都府のホームページ等においても、住</p>	

<p>現状では自治体間でのプラスマイナスはやむを得ないと考えられているが、適切な課税を実現するために、更なる取組が求められる。 (報告書69ページ)</p>	<p>所を移した際には変更登録の手続を行っていただくよう呼び掛けを行っている。</p>
<p>9 自動車税事務の更なる電子化の推進 自動車税の事務処理において使用又は発行する書類37種類のうち、現在電子化されているものは3種類しかない。紙ベースの事務はOCRで読み取ることで事務作業を軽減しているが、OSSの普及や税務システム等標準化の流れと費用対効果を見据えつつ、効果的な電子化によって、更なる業務の効率化を検討されたい。 (報告書84ページ)</p>	<p>(自動車税管理事務所) 国等において、納税通知書、各種証明書等の地方税関係通知の電子的送付等について検討されているところである。 また、自動車税(種別割)身体障害者等減免に係る継続減免照会の電子化については、京都府独自で検討を進めてまいりたい。</p>
<p>10 複雑な家屋評価への対応 不動産取得税の家屋評価には建築や設備に関する専門知識が必要だが、経験年数の浅い職員が増えて、知識・ノウハウの蓄積が行われにくい状況にある。家屋評価の算定方法はルール化されているものの、細かな判断は経験による部分があるところ、地理的に離れた事務所ごとに評価が行われるため、各事務所においてノウハウや知識の集約がされにくい状況である。 人事異動の全庁的な方針はあろうが、例えば、人事課に対して過年度経験者の再着任や嘱託職員の増員を要請するほか、京都府全域を統括する家屋評価の専門部署を立ち上げるなどにより、評価方法の統一やノウハウの蓄積を行える体制構築を検討されたい。 (報告書97ページ)</p>	<p>(税務課) 京都地方税機構において、家屋評価の共同化に係る広域的比準評価手法の構築や、評価システムの導入等の検討が進められているところである。 また、家屋評価については一定の専門知識が必要であることから、引き続き人事当局と連携し、知識やノウハウ等の蓄積を行える組織体制の構築について検討してまいりたい。</p>
<p>11 市町村提供データへの対応 不動産取得税の算定と課税に当たり、市町村から提供される固定資産データの形態や項目が様々であるため、各事務所での府税システムへの入力方法が統一されていない。 現在、令和7年度にかけて市町村のシステムの標準化が進められているが、それまで何もしないとというわけではなく、例えば、市町村からCSV形式での資料提供を受け、表計算ソフトの数式で組み替えるなど、所要の変換を経て業務負担を軽くした上で府税システムへ取り込むべきと考える。 (報告書97ページ)</p>	<p>(税務課) 各市町村から提供されるデータの形式等を確認し、効率的に府税システムへ取り込む方法等について開発ベンダーと協議を行ったところであり、市町村のシステム標準化が行われるまでの間に改善できる取組について検討しているところ。</p>
<p>12 不動産評価の共同化 京都府の不動産取得税における不動産評価は、府内市町村の固定資産税における不動産評価と協議分担することで事務の重複を回避しているが、基本的に同一の事務であるため、共同化することができれば事務のレベルアップや効率化が期待できる。 仮に評価の共同化が実現すれば、丈量における情報連携の問題も一気に解決する。全国を見ても先進的な取組を実現させてきた京都府に、税システム標準化の流れを契機として、更なる歴史的な改革を期待したい。 (報告書102ページ)</p>	<p>(税務課) 京都地方税機構において、家屋評価の共同化に係る広域的比準評価手法の構築や、評価システムの導入等の検討が進められているところであり、引き続き同機構と連携を図りながら取組を進めてまいりたい。</p>
<p>13 手入力作業合理化の検討 法人二税の紙の申告書のデータ手入力作業に係る時間は外部委託業者へ支払う委託料に影響を及ぼす事柄である。 デジタル技術を活用することにより、現在委託している手入力作業を省力化・自動化することができれば、外部委託業務の削減につながり、結果として委託業者へ支払う委</p>	<p>(税務課) 法人二税の電子申告については税務支援システムへの自動連携等をはじめ、システム改修により可能な限り省力化・自動化の取組を進めてきたところ。 また、京都地方税機構とは、デジタル化をはじめとする様々な選択肢を踏まえ、作業の省力化に向けた取組について検討し</p>

<p>託料の削減にも貢献することとなる。</p> <p>課税に必要な資料調査をこれまでどおり実施しつつ、かつ、合理化するために、大量かつ定型的な業務に対する投下時間の把握及びデジタル技術の活用による省力化・自動化の検討を期待したい。</p> <p>(報告書141～142ページ)</p>	<p>ているところ。</p>
<p>14 外形標準課税法人の調査件数の確保</p> <p>外形標準課税法人について、令和3年度の調査法人30社のうち、20社(66.7%)が、何らかの非違事項を指摘される状況となっている。</p> <p>その一方で、平成29年には年間60社(対象法人数の18.2%)となっていた調査法人数については、令和元年度には調査件数が年間30社(同9.1%)と半減しており、以降も令和2年度は年間20社、令和3年度は年間30社にとどまっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない事情があるものの、非違割合が高い状況となっている点、外形標準課税法人については法人の事業規模が大きく増差税額についても多額となり得る点及び地方税法第17条の5により、地方税の賦課権が原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって除斥期間により消滅する点を鑑みると、実効性のある調査のあり方を検討しつつ、対象法人数の2割程度、年間60社程度の調査件数を確保する必要があると考える。</p> <p>(報告書145ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により調査数が減少した時期はあったが、同感染症が5類感染症へ移行したことを踏まえ、京都地方税機構において5年間で外形標準課税対象法人を一巡できる調査を実施していくこととしており、令和5年度は57件の調査を実施したところ。</p>
<p>15 収入課税法人の調査方法の開発</p> <p>売電事業に係る収入割の申告が必要な場合、課税所得が赤字であっても納税が発生する。そのため、既設法人が大規模な売電事業を開始し、かつ、赤字決算に至っている場合において、当該法人が誤って所得割課税のみで申告しているときは、本来、納められるべき法人事業税が脱漏してしまうことになる。</p> <p>太陽光発電に係る売電事業の普及に伴い、収入割にて申告すべき法人数は確実に増加している状況にあるので、既存法人の売電事業の開始を個別に捕捉する方法を開発し、適正な課税事務の執行を担保する必要がある。</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイトには、京都府内において売電できる事業者一覧として21社が登録・公表されている。慎重な対応が必要となるであろうが、例えばこれらの法人から売電事業者に関する情報提供を受ける方法を検討するなど、適正な課税の実現に向け新たな調査方法を開発されたい。</p> <p>(報告書149ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>売電事業者が小規模な事業者である場合は、全体の売上比率により収入割申告の要否判定が変わることを踏まえ、申告方法を誤った法人を捕捉できる調査手法について京都地方税機構と検討しているところ。</p>
<p>16 不納欠損処理に至る経緯の確認</p> <p>府税の徴収が不能となった不納欠損処理の決定権限は京都府にあるというものの、不納欠損に至るまでの滞納処分等の執行停止等業務は、京都地方税機構に移管されている。京都地方税機構は単なる委託先ではなく、京都府の事務の一部を規約により当然に執行する機関であり、構成団体である京都府としては京都地方税機構の監査委員を通じた監査による監視・監督で足りると思われるが、府税の回収を全て京都地方税機構に委ねてよい訳ではない。</p> <p>債権回収は基本的には早期対応が有効であり、機を逸したが故に十分な回収ができなくなることも起こり得る。京都地方税機構への移管前に取るべき方策を学ぶため、不納欠損に至る経緯を確認するべきと考えられる。</p> <p>(報告書164ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>京都地方税機構から不納欠損案件に係る該当案件の折衝記録の提供を受け、不納欠損に至る経緯を確認することとした。</p>

<p>17 複数事業者からの参考見積書徴求</p> <p>改修業務などを除く毎期継続的に発生する業務委託に関しては、5年以上同一の相手先が受注を行っている。これらは業務を遂行できる業者が特定の1社に限られるため、単独随意契約による契約が行われているものである。しかし、上記契約を締結するに当たって徴求した参考見積の提出を求めたところ、当該随意契約を行っている1社からの見積書を入手しているのみであった。</p> <p>確かに運用するシステムを有していない業者から参考となる見積書を徴求することは困難と推察できるが、業務の内容によっては他社が見積可能な場合もあり得る。複数事業者からの参考見積入手を試み、契約金額の妥当性検討を諦めずに努められたい。</p> <p>(報告書174～175ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>運用システムを有していない事業者に対して見積書の提出を依頼したところ、他社のシステムであり仕様が分からないことから見積書の提出が困難との回答があった。また、システム開発業者以外の業者が運用等の業務を実施することはシステムの安定稼働に対するリスクも増加するとのことであったため、これらの懸案事項等を考慮した上で、契約の妥当性を検討してまいりたい。</p>
<p>18 京都府域全体の税務経費効率化</p> <p>京都地方税機構の構成団体である、京都府と京都市を除く府内市町村の徴税職員数合計は、令和2年度において京都地方税機構発足前と比べて11%減少しているが、税務経費に関しては京都地方税機構発足前と比べてほぼ増減していない。</p> <p>一般的に組織を統合することで、人件費だけに限らず、例えば賃料、システム運営費、リース代、水道光熱費、消耗品等の経費も節減されるはずだが、現状はそのような効果が見受けられない。</p> <p>京都地方税機構の発足によって滞納徴収率は劇的に改善し、徴税職員数も圧縮できているため、機構発足によって大きな効果があることは事実だが、もう一步踏み込んで人件費以外の経費にも目を向け改善を行うべきである。京都府だけの問題ではないため改善は容易ではないが、府内市町村と問題意識を共有して検討されたい。</p> <p>(報告書179～180ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>京都府域全体の徴税コストについて府内市町村と問題意識を共有し、人件費以外の経費の節減について引き続き検討してまいりたい。</p>
<p>19 京都地方税機構が行う府税事務の把握</p> <p>法人二税の事務は京都地方税機構が処理するため、本庁税務課は法人二税の事務処理にはほとんど関知していない。事務処理を含む府税に関する一義的な説明責任は本庁税務課が担うため、一定の事務の状況は税務課に報告される、又は閲覧可能な体制であることが望ましい。</p> <p>(報告書199ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>個々の申告の調定または更正決定等の入力処理は京都地方税機構で行っているものの、本庁税務課が課税庁として最終的な調定決議を行っていることから、同課において課税資料等の閲覧が可能となるよう、京都地方税機構と調整を行った。</p>
<p>20 個人事業税の課税客体捕捉</p> <p>個人事業税の課税漏れ捕捉については、システムで業種等の条件設定後、可能性のある事業者を全てリストアップし、担当者が手作業で振り分ける方法に拠っている。大量のリストを手作業で振り分ける以上、誤る可能性もある為、過年度の課税状況と比較できる「課税漏れ参考リスト」を出力し、再度課税漏れが無いかの再チェックを行うことへは網羅性を確保するために非常に有効な手続であると考えられる。</p> <p>しかし、「課税漏れ参考リスト」の活用方法及び設定金額については各府税事務所等に任されており、どの程度の粒度で使用されているか、そもそも活用されているかどうかについても、不明な状況である。</p> <p>各府税事務所等ごとに事情が違っても、例えば各府税事務所等ごとに最低所得金額を定めるなどして、レベルを統一するべきである。また活用自体も運用ルールとして定め、各府税事務所等で確実に実施されたい。</p> <p>(報告書202ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>「課税漏れ参考リスト」のほか、別のリストで課税漏れをチェックする手段もあり、各府税事務所等で工夫してチェックに当たっている状況であることから、効果的なチェック方法を比較検討し、各府税事務所等と情報共有を図ってまいりたい。</p>

21 税務職員の年齢構成について

税務職員全体の平均年齢は48.4歳であり、全府行政職職員平均である41.3歳と比較して高くなっている。この点に関しては、税務職員には相当な知識と経験が求められることとなることから、ある程度はやむを得ない状況と考えられる。しかし、平成17年度の全府行政職職員平均年齢は43.1歳に対して、今回は41.3歳であり若干の若返りが計られているのに対し、税務職員合計の平均年齢は、平成17年度は46.7歳に対して今回は48.4歳であり、高齢化が進んでいる状況といえる。

そのような状況の中、税務職員全体の60.7%が51歳以上であり、今後15年で、税務職員の約60%が交代を迫られるという状況であるため、これまでに培われた課税から徴収までの幅広い分野で知識と経験が適切に引き継がれていくように、税務職員全体の年齢構成・割合について、将来15年間の目標値を設定しながら、計画的に若返りを図っていくことで、長期にわたり持続可能な体制を構築していくことが求められる。

(報告書207～208ページ)

(税務課)

税務職員は50代以上の職員が大半を占めているため、若手職員の積極的な配置や庁内から広く職員を公募するなど、職場の若返りを図り、長期にわたり持続可能な体制を構築できるよう、引き続き人事当局と連携し検討してまいりたい。

22 本庁税務課以外税務関連部局の定数削減の検討

本庁税務課以外では、府税事務所は月当たり平均0.4時間、振興局税務課では2.2時間、京都地方税機構では1.9時間と、ほとんど残業が発生しておらず、残業が発生していた場合も、多くは新型コロナウイルス感染症対策のスポット対応によるものであった。府税事務所等の残業時間と比較して本庁税務課の残業時間が突出して長くなっている点を踏まえると、更なる業務の平準化及び人員削減の余地・可能性があるのではないだろうか。

確かに、府税事務所等については、税務支援システムの稼働時間や窓口対応時間が限られていることから、時間外勤務が発生しにくい傾向にあることは理解できるが、業務の外部委託やデジタル化の推進による来所不要環境の整備等により、また、今回の府税統合の議論を踏まえ、あらゆる面から、人員削減の余地・可能性について検討していくことが求められる。

(報告書212ページ)

(税務課)

令和7年1月の府税事務所統合により業務の効率化を図るとともに、業務のあり方を不断に見直すことにより、府税業務全体の平準化を図ってまいりたい。

23 書類の外部保管の検討

事務所統合の検討においては、賃借面積を小さくすることができれば、賃料も安くなる。完了案件資料の外部保管により、賃借面積の抑制を検討すべきである。ICT化の推進によるペーパーレス化と併せ、税務コスト削減の可能性を追求されたい。

(報告書225ページ)

(税務課)

資料保存年限を見直すことにより保管資料の圧縮に努めるとともに、令和7年1月の府税事務所統合を行う中で書類の外部保管の検討も進めてまいりたい。

24 京都市との事務共同化に向けた呼び掛け

京都地方税機構の稼働と共同化範囲の拡大によって、京都市を除く府内市町村では課税事務の効率化が図られたが、府民の過半が居住する京都市域においては従前のままであることから、京都市域に居住する府民にとっては行政サービス効率化の恩恵が享受できていない。

政令指定都市である京都市との事務共同化は、これまでの府内市町村より更に高いハードルが想定されるが、京都府が稼働させた京都地方税機構の理念や意義は京都市にも通ずると期待する。加盟済みの市町村や納税者の声も参考にされ、引き続き、あらゆる機会を捉えて呼びかけを行い、更なる歴史的な変革を実現されたい。

(報告書229ページ)

(税務課)

集約化という観点においては京都市と考え方が一致していることから、納税者の利便性の観点からも、様々な機会を捉え、京都市に対して事務共同化に向けた呼びかけを行ってまいりたい。

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
情報システムに係る財務事務の執行について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>(7) パスワードポリシーの整理</p> <p>類似のパスワードポリシーが散見され、必要性が不明確である（教職員人事電算、税務支援、行政事務支援、統合財務）。</p> <p>パスワードポリシーを定めた規程は、「京都府情報セキュリティ対策基準」「京都府教職員人事電算システムに関する情報セキュリティ実施手順」「税務電算トータルシステムセキュリティ対策実施手順」「行政事務支援システム運用管理要領」「統合財務システム管理運営要領」の5つである。このうち、「京都府情報セキュリティ対策基準」は他の4つの上位に位置するパスワードポリシーを示していると考えられる。しかし、類似のパスワードポリシーが散見されるのが実情であり、各所管部署が統一感なくパスワードポリシーを策定しているように見受けられる。実質的に必要性のないパスワードポリシーは、「京都府情報セキュリティ対策基準」のパスワードポリシーに統一することを検討すべきである。</p> <p>（報告書146ページ、公報77ページ）</p>	<p>（情報政策課、会計課）</p> <p>教職員人事電算及び税務支援システムのパスワードポリシーについては、それぞれ平成26年度及び令和元年度に措置済みとして公表したところであり、残る行政事務支援システム及び統合財務システムのパスワードポリシーについては、令和5年2月に改定された「京都府情報セキュリティ対策基準」に令和5年度中に統一した。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>(8) パスワードポリシーを遵守するためのシステム上制限の設定</p> <p>パスワードポリシーを定めた以上は、このパスワードポリシーに沿わないパスワードについては、システム上認めないように設定すべきである。それができなければ、実質的にはパスワードポリシーは機能しなくなるからである。</p> <p>システム改修が必要になるため、費用対効果を考慮しながら、パスワードポリシーに反するパスワードが設定できないようなシステム変更を検討すべきである。</p> <p>パスワードポリシーを全庁的なパスワードポリシーである「京都府情報セキュリティ対策基準」に集約した上で、職員のポータルサイトである行政事務支援システムでの一元管理（シングルサインオン）とすることを検討すべきである。</p> <p>（報告書147ページ、公報77～78ページ）</p>	<p>（情報政策課、会計課）</p> <p>人事給与システム及び統合財務システムについて、令和5年2月に改定された「京都府情報セキュリティ対策基準」に適合するパスワードが設定されるよう、令和5年度にシステム変更を行った。</p> <p>なお、統合財務システムについては、公金の管理上、支払業務担当者がICカードを併用することにより、シングルサインオンよりも厳格な制限を設定している。</p>	<p>措 置 済 み</p>

平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
府税の賦課徴収に関する事務の執行について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>(5) 3府税事務所の統合 3府税事務所は2km四方の範囲に近接し、かつ民間の賃借物件に入居しているため、年間約170百万円の賃借料の負担がある。それを削減するため、1カ所に集約し、移転先についても府の遊休資産の最有効活用を検討すべきである。 (報告書172～177ページ)</p>	<p>(税務課) 令和6年2月府議会定例会において、「京都府府税条例等一部改正の件」が可決・成立し、府税事務の執行体制の効率化及び強化を図ることを目的として、令和7年1月に京都市域の3府税事務所と自動車税管理事務所を統合し、「京都府府税事務所」として再編することとした。</p>	措 置 済 み

市 町 村 関 係

公告第851号

京都府市町村職員共済組合定款第5条の規定により、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年7月16日

京都府市町村職員共済組合
理事長 山 崎 善 也

(単位：円)

損益計算書の要旨

区 分	短 期	厚 生 年 金 保 険	年 金 換 年	退 職 等 金	経 過 的 長 期 預 託 金 管 理	業 務 保 健 宿 泊 貯 金 貸 付 財 形
負 担 金	5,748,159,304	11,225,813,821	616,798,583	80,315,508	155,658,538	244,755,760
収 入	5,828,203,906	7,510,361,187	616,801,911			245,073,626
利 息 及 び 配 当 金	233,453				6,866,398	62,810,962
そ の 他 収 入	772,556,609				70,100,679	92,000
他 経 理 から 繰 入 金					29,552,380	
入	727,237,982					
前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	13,076,391,254	18,736,175,008	1,233,600,494	80,315,508	28,038,827	781,495
計	6,365,266,262				255,375,889	11,352,102,761
給 付						
支 出						
役 職 員 給 与					148,331,347	10,995,865
旅 費 ・ 事 務 費					9,730,187	3,255,809
委 託 費					7,559,487	2,071,156
支 払 利 息						
支 払 金	134,057,656	18,736,175,008	1,233,600,494	80,315,508	68,756,200	
連 合 会 払 込 金	25,033					
退 職 者 給 付 拠 出 金	1,409,461,961					
前 期 高 齢 者 納 付 金	2,222,623,394					
後 期 高 齢 者 支 援 金	29,552,380					
他 経 理 へ 繰 入 金	1,688,271,252				45,687,656	412,792,215
そ の 他 支 出	954,843,096					
出	12,804,101,034	18,736,175,008	1,233,600,494	80,315,508	280,064,877	10,799,462,413
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金					6,866,398	
計	272,290,220				28,038,827	336,762,481
差 引 当 期 利 益 金 又 は 当 期 損 失 金 (△)					0	168,863,622
					△ 24,688,988	△ 10,798,680,918
					0	△ 751,976
						41,655

(単位：円)

貸借対照表の要旨

区 分	短 期	厚 生 保 険	年 金 積 立	退 職 給 付 金	等 積 立 金	経 過 の 期 間	退 職 給 付 金 管 理 預 託 金	経 過 の 長 期 預 託 金 管 理	業 務	保 健 費	借 入 金	貸 付 金	形 成 資 産
流 動 資 産	1,725,275,004	970,022,066	970,022,066	77,780,445	77,780,445	527,969	41,865,797	614,886,224	260,657,815	11,482,966,333	3,857,267,085	65,244,991	25
固 定 資 産							626,000,000	12,825,146,440	3,092,216	26,338	50,749,704,264	858,648,135	5,007,904
資 産 合 計	1,725,275,004	970,022,066	970,022,066	77,780,445	77,780,445	527,969	667,865,797	13,439,982,664	263,750,031	11,482,992,671	54,606,971,349	923,893,126	5,007,929
流 動 負 債	25,430,803	970,022,066	970,022,066	77,780,445	77,780,445	527,969			13,959,166	45,534,500	51,228,607,458	356,300	
固 定 負 債	954,843,096						667,865,797	13,439,982,664	143,555,012	5,880,049	17,943,201	630,885,751	5,007,904
負 債 合 計	980,273,899	970,022,066	970,022,066	77,780,445	77,780,445	527,969	667,865,797	13,439,982,664	157,514,178	51,414,549	51,246,550,659	631,242,051	5,007,904
資 本 剰 余 金													
利 益 剰 余 金	745,001,105								106,235,853	11,431,578,122	3,360,420,690	292,651,075	25
資 本 合 計	745,001,105	0	0	0	0	0	0	0	106,235,853	11,431,578,122	3,360,420,690	292,651,075	25
負 債・資 本 合 計	1,725,275,004	970,022,066	970,022,066	77,780,445	77,780,445	527,969	667,865,797	13,439,982,664	263,750,031	11,482,992,671	54,606,971,349	923,893,126	5,007,929